

エイベックス・アーティストアカデミー受講生規約

第1章 総則

第1条(名称)

本学は「エイベックス・アーティストアカデミー」(英文名を avex artist academy といい、以下「本学」といいます)と称します。

第2条(目的)

本学は、次代のエンタテインメント業界を担う人材の発掘、育成を目的とします。

第3条(運営者)

本学の運営者はエイベックス・プランニング&デベロップメント株式会社(所在地:東京都港区南青山3-1-30)とし、本規約に関する本学に係る権利義務はエイベックス・プランニング&デベロップメント株式会社に帰属します。

第4条(本規約)

1. 本規約は、本学の運営及び受講に関し、本学受講生、及び本学への入学を希望する者(以下「入学希望者」といいます)に適用されるものとします。
2. 本学各校の「校則」、本学が定期的に発行する「総合募集要項」、「avex artist academy School Guide」、本学が受講生及び入学希望者に対して行う第5条の「通知」、その他本学が別途定める「各種規約」等(以下、併せて「各種規約等」といいます)は、その名称の如何にかかわらず本規約の一部を構成するものとします。
3. 本規約の定めと各種規約等の定めが異なる場合は、当該各種規約等の定めが優先して適用されるものとします。
4. 本学への入学申込手続を行った者は、本規約の内容を承諾したものとします。
5. 本学は、受講生及び入学希望者に対し、何ら通知を行うことなく、本規約の内容を変更、追加、修正、及び削除することができるものとします。

第5条(受講生等への通知)

本学は、学内掲示板への掲示、受講生携帯掲示板、及び本学オフィシャルサイトへの表示、並びに電子メール、電話、郵送、その他本学が適当と判断する方法により、入学希望者及び受講生に対し適宜必要な情報を通知するものとします。

第6条(コース及びクラス)

1. 本学には以下のコースを設け、各コースの詳細は本学が発行する「avex artist academy School Guide」、又は「総合募集要項」に記載するものとします。
「ヴォーカルコース」
「声優タレントコース」

「ダンスコース」
「キッズ&ティーンコース」
「ボディデザインコース」
「エンタテインメントビジネスコース」
「インストラクターコース」

2. 本学は、前項に定める各コースのほか、本学の裁量により、新規のコースを創設し、又は既存のコースを廃止することができるものとします。
3. 各コースには、ジャンル、レベル等に応じた「クラス」が設けられており、各クラスの詳細は「総合募集要項」に定めるものとします。

第7条(受講単位)

1. 本学の各コースには1年間又は半年間を1受講単位とする「期間制」コースと、3ヶ月を1受講単位とし月毎に受講料を支払う「月謝制」コースを設けるものとします。尚、本学の各コースがいずれの受講単位を採用するかは、本学が発行する「avex artist academy School Guide」に定めるものとします。
2. 本学の各コースの受講単位は原則として以下の通りとします。

ヴォーカルコース	: 期間制(1年間/半年間)
声優タレントコース	: 期間制(1年間/半年間)
ダンスコース	: 月謝制
キッズ&ティーンコース	: 月謝制
ボディデザインコース	: 月謝制
エンタテインメントビジネスコース	: 期間制(1年間)
インストラクターコース	: 期間制(半年間)
3. 期間制コースの受講生は、コース修了後に更なる受講の継続を希望する場合、継続受講申込手続を行うものとします。
4. 月謝制コースは、第21条に定める受講中止の手続、又は第24条に定める自主退学の手続を経ない限り、自動的に継続されるものとします。

第8条(休講・休校)

1. 本学は、本学が定めるイベント及び検定の実施等の際、本学の裁量により、休講又は休校の措置をとることができるものとし、その日程は本学が別途指定の上、事前に受講生に通知するものとします。
2. 本学は、天災又は交通機関の途絶等の事情により、クラスの実施が困難である、又は受講生及び本学等に危険等が生じると判断した場合は、休講または休校の措置をとることができるものとします。
3. ゴールデンウィーク、盆休み、年末年始期間は休校とします。尚、休校の日程は本学が別途指定し、受講生に通知するものとします。

第9条(本学で取得できる資格)

本学で取得できる資格、及び取得要件は次の通りとします。

日本ストリートダンス協会(JSDA)準会員

「ダンスコース」・「キッズ&ティーンコース(ダンスクラスのみ)」受講生のみ入学と

同時に自動的に付与される

日本ストリートダンス協会(JSDA)公認インストラクター

「インストラクターコース」内『ダンスインストラクター養成クラス』の修了時に実施される「修了検定」に合格することを要する

本学公認ヴォーカルインストラクター

「インストラクターコース」内『ヴォーカルインストラクター養成クラス』の修了時に実施される「修了検定」に合格することを要する

第2章 入学手続

第10条(入学時期)

本学への入学時期は原則として、期間制コースは4月・10月の年2回、月謝制コースは毎年1月・4月・7月・10月の年4回とします。但し、コースにより例外があり、詳細は「総合募集要項」に定めるものとします。

第11条(入学資格)

本学の入学資格はコースによって異なり、詳細は「総合募集要項」に定めるものとします。

第12条(入学申込)

1. 入学希望者は、「総合募集要項」に定める「入学申込書の手引き」に従い、募集期間内に入学申込手続を行なうものとします。
2. 既に定員に達している等の理由により、希望するクラスの受講が認められない場合があります。尚、この場合、本学は入学希望者に対し、同種同等の別クラスの受講を推薦する場合があります。

第13条(選抜試験・適性クラスチェック)

本学には、入学時に選抜試験または適性クラスチェックを実施するコース又はクラスがあり、その詳細は「総合募集要項」に定めるものとします。

第3章 入学金及び受講料

第14条(入学金)

各コースの入学金は「総合募集要項」に定めるものとします。

第15条(受講料)

各コースの受講料は「総合募集要項」に定めるものとします。

第16条(支払方法)

1. 期間制コースの受講生は入学時に、入学金及び受講料を一括して現金にて、又は「総合募集要項」に定める「教育ローン」を利用してこれを支払うものとします。

2. 月謝制コースの受講生は、入学時に、入学金及び最初の3ヶ月分の受講料の合計額を一括して現金にて支払うものとします。
3. 月謝制コース受講生の4ヶ月目以降の受講料については、本学指定の銀行又は郵便局からの自動引落としにて支払うものとします。尚、指定銀行及び自動引落手続の詳細については「総合募集要項」に定めるものとします。

第17条(入学金・受講料の不返還)

本学に支払われた入学金、及び受講料は、理由の如何を問わず一切返金しないものとします。

第18条(受講料割引制度)

1. 期間制コースには、特定の2つ以上のクラスを組み合わせることで受講することにより受講料の優遇が受けられる「セット受講割引」の制度があります。
2. 月謝制コースには、任意の2つ以上のクラスを受講することで受講料の優遇が受けられる「複数受講割引」の制度があります。
3. 「セット受講割引」及び「複数受講割引」の詳細については「総合募集要項」に定めるものとします。

第19条(受講料滞納)

1. 受講生が受講料を滞納したときは、本学は第25条に従い当該受講生を除籍することができ、また3ヶ月連続滞納した場合は、いかなる理由問わず除籍処分するものとします。
2. 前項の定めにより除籍が発生した場合でも、滞納している受講料は免除されないものとします。

第4章 クラスの変更等

第20条(クラスの変更)

1. 月謝制コースの受講生は、毎年1月、4月、7月、10月の各初日を基準日として、原則として自由にクラスの追加・変更ができるものとします。尚、クラスの追加・変更を希望する受講生は上記各月の前々月の25日までにクラス変更申請を行うものとします。
2. 前項の規定に関わらず、受講生の技能、希望したクラスが既に定員に達している等の理由により、本学は受講生のクラス変更申請を認めないものとします。尚、この場合、本学はクラス変更希望者に対し、同種同等その他本学がクラス変更希望者に適切と認める別クラスの受講を推薦することができるものとします。

第21条(受講の中止)

1. 月謝制コースの複数のクラスを受講する受講生が、一部のクラスについて受講中止を希望する場合、「受講中止届」を、本学まで提出するものとします。
2. 前項に定める手続きがない場合、月々の受講料支払は継続されるものとします。

第22条(成績評価、進級)

コース又はクラスによって、成績評価、又は進級のためのスキルチェックテスト、及びアドバイス会等を実施する場合があります、これらの実施の有無及び日程等については別途受講生に通知するものとします。

第5章 転校・退学等

第23条(転校)

1. 本学は受講生に対し、本学の姉妹校(東京校・名古屋校・大阪校・福岡校)間の転校を認めるものとします。
2. 転校を希望する受講生は本学に対し、次項に定める「転校先における受講開始月」の前々月25日迄に「転校届」を提出するものとします。提出期限を過ぎた場合は、次の受講開始時期まで転校先での受講を開始できないものとします。
3. 転校先における受講開始時期は原則として、期間制コースは4月・10月の年2回、月謝制コースは毎年1月・4月・7月・10月の年4回とします。

第24条(自主退学)

1. 期間制コースの受講生が受講期間の途中で退学を希望する場合、又は月謝制コースの受講生が受講する全てのクラスの受講中止を希望する場合は、本学に「退学届」を提出し自主退学できるものとします。尚、月謝制コースの受講生が、入学後3ヶ月以内に自主退学する場合であっても、入学時に支払われた最初の3ヶ月分の受講料は返還されないものとします。
2. 前項に定める手続きがない場合、受講料支払義務は継続されるものとします。
3. 前項の規定に関わらず、自主退学を希望する受講生に受講料の未納がある場合、本学は、当該受講生が未納分受講料の全額を支払うまで、退学届の受理を拒否することができるものとします。
4. 本条第1項に定める退学届は退学希望月の前月25日迄に提出するものとします。尚、退学届の受付期日は変更される場合があります、その場合本学は速やかに第5条に定める方法にて受講生に通知するものとします。
5. 退学する受講生は受講最終日に「STUDENT ID CARD」を本学へ返却するものとします。

第25条(除籍処分)

1. 本学は、受講生が以下の条項に該当した場合、当該受講生を除籍することができるものとします。
 - 第6章に定める遵守事項に違反した場合
 - 第19条に定める受講料の滞納があった場合
 - その他本規約に違反した場合
 - 前三号のほか、除籍処分が相当であると本学が判断する場合
2. 受講生が除籍処分を受けた場合であっても、第17条の規定が適用されるものとします。
3. 除籍処分を受けた受講生は、速やかに「STUDENT ID CARD」を本学に返却するものとします。

第6章 遵守事項

第26条(受講時の遵守事項)

受講生は本学クラスの受講に際し以下の事項を遵守するものとします。

通学には公共の交通機関を利用し、自動車・バイク等で通学してはならない。
遅刻又は欠席する場合は、事前に本学の受講生携帯サイトより「遅刻・欠席届」を提出しなければならない。

受講の際は「STUDENT ID CARD」を持参して受付に提示し、学内にいる間はこれを見えるように首から掲げるものとする。

受講中は携帯電話の電源を切るか、マナーモードにしなければならない。
受講内容、及び本学又はエイベックスグループが主催するイベント等を撮影、録音してはならない。また、当該録音・録画物をWEBサイト(個人ブログやSNSサイトを含む)にアップロードしてはならない。

受講時に使用した諸設備・機材等は受講後、所定の場所に戻さなければならない。

講師には礼儀を重んじ節度をもって接し、愛称や呼び捨てにすることを行ってはならず、かつ自宅の住所・電話番号、携帯電話番号・メールアドレス等を講師に知らせてはならない。

本学の運営及び業務、並びに他受講生の受講の妨げとなる行為をしてはならない。

第27条(構内における遵守事項)

受講生は本学構内(本学の近隣を含みます。以下同じ)において以下の事項を遵守するものとします。

ゴミ・不要物の投棄、騒ぎ、座り込み、集会、示威、ピラ配り、勧誘、その他、本学、受講生、関係者、及び本学近隣に迷惑、不快感を与える行為をしてはならない。

各校校則により特別に許可された場所以外で喫煙、飲食をしてはならない。(但し、別途各姉妹校の利用規則で特別に許可された場所での軽食、及びスタジオ内へのペットボトルの飲料物の持ち込みは除く)

危険物、不潔な又は悪臭を放つ物品等を持ち込んではならない。

受講時に使用する教室・スタジオ・設備以外に立入ってはならない。

本学の諸設備・機材は丁寧に扱うものとし、破壊、破損(ピンヒール等によりスタジオの床を傷つける行為を含む)、並びに無断で加工・改造してはならない。

貴重品は自己管理とし、本学は本学構内で生じた紛失・盗難等につき一切の責任を負わない。

その他、各校の校則に定める館内利用に関する規定を遵守しなければならない。

第28条(その他の遵守事項)

受講生は、前二条の他以下の事項を遵守するものとします。

構内、構外を問わず、本学、又はエイベックスグループの名称を利用したミュージシャン、ダンサー等の募集、スカウト活動、オーディション等を行ってはならない。

エイベックスグループに所属するアーティスト、タレント及びスタッフに対し不用意に接近し、みだりに話しかけ、又は待ち伏せをする等、その活動の妨げとなる行為を行ってはならない。

本学の許可なく、本学に関する取材に応じることは、媒体を問わずこれを禁止する。尚、本学からの許可、又は要請によりこれに応じた場合であっても、受講生は本学の許可なく、その内容や画像をWEBサイト(個人ブログやSNSサイトを含む)に掲載してはならない。

本学の事前の承諾なしに、エイベックスグループ各社以外のプロダクション等に所属し、又はそのオーディション等を受けてはならない。

第7章 その他

第29条(権利帰属)

受講生が本学のクラス、本学主催のイベント、その他本学に関連して制作した、映像、音楽、振付等に係る一切の権利(これらに収録された受講生の肖像権を含む)は、本学に帰属するものとし、本学は、本学の裁量によりこれを使用できるものとします。

第30条(個人情報の取扱い)

本学への入学に際し、又は本学の運営に関連し本学が取得した、受講生及び入学希望者の個人情報、以下に挙げる利用目的に限り、本学、エイベックス・プランニング&デベロップメント株式会社、その他のエイベックスグループ各社、及び本学指定の第三者が利用するものとします。

入学希望者に対する、入学手続等に関する通知

第5条に基づく受講生及び入学希望者への通知

その他、受講生及び入学希望者に対し本学に関する各種案内等の通知

第31条(免責)

受講生又は入学希望者が、本学の受講生となったこと、並びに本学への入学申込みを行ったことに関連し、何らかの損害、損失、不利益などを蒙った場合でも、本学の責に帰する事由のある場合を除き、本学は一切責任を負わないものとします。

第32条(損害賠償)

受講生又は入学希望者が、入学申込、本学のクラスの受講、本学のイベント等への参加に際し、法令又は本規約に違反するなど、自己の責に帰すべき事由により、本学又は第三者に対して損害を与えた場合、自らの責任と費用負担によりこれを賠償する責任を負うものとします。

第33条(準拠法及び合意管轄)

1. 本規約の解釈及び適用については日本法に準拠するものとします。

2. 本学又は本規約に関する訴訟については、東京簡易裁判所又は東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とするものとします。

第34条(協議事項)

本規約に定めのない事項、又は本規約に関する解釈上の疑義については、本学及び受講生は協議の上これを解決するものとします。

施行日

平成23年4月1日